

## 食事療養標準負担額

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、入院時の食費 1 食につき、40 円引き上げることとなりました。また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1 食につき 20 円～30 円引き上げる内容となっています。

		1 食あたりの負担額	
		令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降
一般		510 円	<b>550 円</b>
市区町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	240 円 (91 日目以降 190 円)	<b>270 円</b> <b>(91 日目以降 220 円)</b>
	低所得者Ⅰ	110 円	<b>130 円</b>
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		300 円	<b>330 円</b>

## 65 歳以上の方が療養病床に入院したときの生活療養標準負担額

65 歳以上の方が療養病床に入院したときの食費も、同じく 1 食につき 40 円引き上げることとなりました。

また所得の状況やその他の事情を考慮して厚生労働省令で定める者等については、1 食につき 20 円～30 円引き上げる内容となっています。

居住費についても 1 日 60 円引き上げられることとなりました。

		1 食あたりの負担額		1 日あたりの居住費負担額	
		令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降	令和 8 年 5 月 31 日以前	令和 8 年 6 月 1 日以降
		課税世帯	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院している者	510 円	<b>550 円</b>
市区町村 住民税	低所得者Ⅱ	240 円 (医療の必要性の高い方 91 日目以降は 190 円)	<b>270 円</b> (医療の必要性の高い方 <b>91 日目以降は 220 円</b> )	370 円	<b>430 円</b>
非課税世帯	低所得者Ⅰ	140 円 (医療の必要性の高い方 110 円)	<b>160 円</b> (医療の必要性の高い方 <b>130 円</b> )	370 円	<b>430 円</b>
指定難病患者		300 円	<b>330 円</b>	0 円	0 円

令和 8 年 6 月 1 日 杉並リハビリテーション病院